

令和3年第1回竹原市議会定例会議事日程 第4号

令和3年2月25日(木) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 宇野 武則 議員

(2) 竹橋 和彦 議員

令和3年2月25日開議

(令和3年2月25日)

議席順	氏 名	出 欠
1	下 垣 内 和 春	出 席
2	今 田 佳 男	出 席
3	竹 橋 和 彦	出 席
4	山 元 経 穂	出 席
5	高 重 洋 介	出 席
6	堀 越 賢 二	出 席
7	川 本 円	出 席
8	井 上 美 津 子	出 席
9	大 川 弘 雄	出 席
10	道 法 知 江	出 席
11	宮 原 忠 行	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	影 田 康 隆	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	大 田 哲 也	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第4号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

---

#### 日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1，昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番，宇野武則議員の登壇を許します。

13番（宇野武則君） それでは，一般質問を行ってまいります。

1点確認をしていただきたいと思いますが，会計年度任用職員制度導入は令和2年というふうの確認いたしております。質問書の中で臨時職員という2つの項目がありますが，任用職員と理解していただきたいと思います。

それでは，質問してまいります。

令和3年1月14日，中国新聞朝刊に「本庁移転，財政を踏まえ計画，就任3年，今榮竹原市長に聞く」という大見出しで以下のとおり市長がインタビューに答えておられます。

「交流人口増，取組推進」との表題で中国新聞インタビューに応じ，災害対応力の観点から懸案となっている市役所本庁舎の移転計画をはじめ，市政の課題について市民に見える形で一つ一つ取り組んでいくと強調した。

記者の質問は以下のとおりであります。

3年間の市政運営を振り返って。2点目として，20年には市職員労働組合との合意に至らないまま給与カットを断行した。3点目，現行の耐震基準を満たしていない市役所本庁舎の移転を望む声は強いが，20年度中に見直しを示すとしていました。4点目，2期目への立候補について考えは。前回，市長選では観光客など交流人口を150万人に増やすと公約を掲げました。19年の観光客数は104万人と開きがあります。

以上4点が記者の質問であります，市長の応答と検証，以後は自席で再確認いたしますので，よろしく願いいたします。

次に，市立書院図書館について伺います。

市立図書館は、長期にわたり社会福社会館で多くの市民に親しまれて運営されてきたのであります。

平成29年8月、市と商工会議所間で県合同庁舎への移転が大筋で合意され、社会福社会館解体案が浮上し、市立図書館は一時的にフジ竹原店内の土地建物を賃貸借契約し、仮移転により平成30年4月1日から開館、現在3年目を迎えます。

令和2年度の図書館運営は職員9人体制で、運営費は5,675万円であります。運営費のうち正職員2人（フルタイム）、臨時職員7人分の人件費とフジ竹原店土地建物賃借料、その他の諸経費について伺います。

令和3年度から市営図書館運営は東京都の株式会社図書館流通センターに委託されますが、委託の理由として令和3年度から会計年度任用職員制度導入により、臨時職員単価増と一時金手当が満額支給と説明されているが、教育長に確認いたします。

現図書館臨時職員7人が当面の対象となりますが、単価増と一時金満額支給の場合は1人どれくらいの額になるのか、あわせて人勧に関係なく定期的に増となるのか伺います。

令和3年度職員7人体制、委託費275万円は人件費2名の減によるものか伺います。

次に、令和3年度から図書館流通センターに委託、5年間の委託費は市からの提示額は2億6,860万円、年額は5,400万円であります。企業の常識として、委託費から本店経費として天引きされますが、天引きの額は企業の裁量によりますが、10%以上が一般的と思います。その認識はあったのか、教育長に伺います。

市と管理会社間の契約は5年間ですが、本年4月から管理会社に移行の場合、現職員7人の採用は継続か新たに採用されるのか現時点では予測できませんが、どちらにしても職員には不利益になることは明らかであります。市長の御見解を伺います。

次に、本年1月発行の市広報に広島県特定（産業別）最低賃金改定の記事が記載され、全戸に配布されました。国は当面の目標を時給1,000円とし、労使間の交渉を要請されております。国の方針に市はどのような施策で取り組んでいくのか、市長の御見解を伺います。

次に、現市役所正職員は253名、任用職員12名と承知しておりますが、その他臨時職員は各部の職場に何名採用されているのか伺います。

任用職員制度導入の場合、現臨時職員の単価増と一時金満額支給の額はどれくらいになるかお伺いします。

次に、プロポーザル方式による業者公募については、どのような経緯で決定されたのか

伺います。

広島県監査委員会は、プロポーザル方式による業者公募については100件中50件が1者のため、同委員会は知事に対しプロポーザル方式の改善を求めています。高額な税の執行に対して1者では随契と同じで、このような方式が今後も続くなら談合の温床となる可能性が高く、一方大手企業の独占受注が高くなるのも明らかであります。本市もプロポーザル方式による業者選定を見直し、市内業者育成に徹すべきではと思いますが、市長の御見解を伺います。

次に、プロポーザルによる審査について伺います。

審査結果は1,000点中、応募1者で862点と高評価、この場合は何を対照として審査されるのか、参考のため伺います。

現地で図書館運営をされて既に3年、改善すべきは改善し、愛好者の声を聞きながら継続する道もあったのではないかと思います、教育長に伺います。

提案業務について伺います。

1、中高生のボランティア組織の発足。2、各種イベントの開催（著名人による講演会、歴史や社会人講座）。3、歴史、郷土資料のデジタル化。

以上の3点についてどのような事業説明があったのか、それぞれ項目別に伺います。

前記各事業は審査委員会において提案されたもの、これを了とした時点において契約行為の発生と私は認識しますが、教育長はどのような認識か。業者不履行の場合、ペナルティーはどのように対応されるのか、教育長に伺います。

以上、壇上での質問を終わります。答弁によっては自席で再質問いたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の質問にお答えをいたします。

2点目の図書館指定管理委託における業者選定など、契約事務等に関すること及び会計年度任用職員の賃金等に関することは私が、その他の項目については教育長が後ほどお答えいたします。

まず、1点目の御質問でございます。

私が市長に就任してから3年が経過いたしました。この間、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を最優先の課題として全力で取り組んでまいりました。現在、復旧・復興プランの期間を1年間延長し、令和3年度中の完了に向けて着実に取組を進めているとこ

ろであります。

また、財政健全化計画につきましても、当初予算でのシーリング方式による予算編成や、個別の事務事業の見直し及び公共施設の適正化を実施することにより、歳出の削減を図るとともに受益者負担の適正化等といった歳入の確保にも取り組み、一定の成果は出てきているところでありますが、引き続き将来の安定した財政運営に向けて、市民の皆様の御理解をいただきながら計画的に取組を進めていく必要があると考えております。

加えて、新たな課題である新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、国、県、関係機関と連携しながら、様々な媒体によって正しい情報を市民の皆様にお伝えするとともに、個人及び事業者向けの支援等により、感染拡大の防止と経済活動の両立を推進し、あわせて新しい生活様式に対応しながら市民の生活利便性の向上を図るため、行政サービスのデジタル化、行政手続のオンライン化に取り組んでおります。

加えて、総合計画において重点的に取り組む施策としている観光、交流の推進につきましては、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で入込観光客数は落ち込んでおりますが、これまで東京圏での観光PRイベントの開催等やCMや映画のロケ地となったり、テレビ及び雑誌等への記事として紹介されたりするなど露出が増加しており、また民間との連携による宿泊施設等も開設されるなど、今後新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、観光客数が徐々に回復していくものと想定をしております。

また、移住・定住の推進の取組につきましては、空き店舗を活用した起業者や新たに農業に従事する若者等に対する支援により、移住が進み観光の推進による認知度の向上と併せて移住に関する相談件数が増加するなど、少しずつ成果が現れつつあるものと考えております。

職員の給与削減措置につきましては、本市の厳しい財政状況を職員団体に対しまして繰り返し説明し、理解を求めてきたところであります。合意を得られなかったのは大変残念であります。引き続き理解を得られるよう財政健全化に取り組んでまいります。

庁舎の移転につきましては、平成30年7月豪雨災害の発生以後、災害からの早期復旧と財政健全化に優先的に取り組みながら、実現可能な計画となるよう検討を進めてきたところであります。

新型コロナウイルス感染症への対応など新たな課題も発生し、財政は依然として厳しい状況にありますが、現状における庁舎移転の方向性及び庁舎移転を実現するために取り組むべき課題について早期に御説明させていただきたいというふうに考えております。

現在、平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興、財政健全化計画の実行、新型コロナウイルス感染症への対応などの課題に取り組みつつ、第6次総合計画に掲げる将来像の実現に向け各施策を推進しているところであり、引き続き私自身に課せられた目の前の市政の課題を着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の市立竹原書院図書館の指定管理に関する御質問でございます。

会計年度任用職員の給与等につきましては、地方公務員法の改正により、令和2年度からこれまでの非常勤職員や臨時職員は新たな制度として会計年度任用職員制度に移行しております。

本市における会計年度任用職員の人数は、令和3年1月1日現在でフルタイム勤務の職員12名のほかに、出先機関に勤務する職員の休暇等に伴う代替として勤務する職員を含めた短時間勤務の職員が総務企画部7名、地域振興部30名、市民生活部13名、福祉部143名、建設部6名、公営企業部3名、教育委員会を含む行政委員会等で83名、合計285名を任用しております。

会計年度任用職員の給与については常勤職員と同じ給料表を適用しており、制度移行前の給与水準を維持するため、初年度の報酬単価は前年度と同額に位置づけております。2年目以降については、勤務実績に応じて単価を見直すこととしております。

また、一定時間数以上の勤務がある職員については常勤職員と同率の支給率による期末手当を支給しており、令和2年度は初年度であるため基準在職期間が短い状況でありましたが、年間を通じての額では会計年度任用職員全体で約5,500万円の支給を見込んでいたところであります。

また、会計年度任用職員は、地方公務員法の規定に基づき、その任用の日から当該年度の末日を期間とする一会計年度を任期とする非常勤の一般職であり、翌年度もその職が設置される場合において、客観的な能力の実証を経て改めて任用することができるものであり、必ずしも不利益であるとは考えておりません。

次に、最低賃金制度につきましては、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度であります。

この最低賃金額は産業や業種に関わりなく、都道府県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として都道府県ごとに定められるもので、賃金や物価等の動向に応じてほぼ毎年改定されており、改定されたときは広島県等を通じて本市

へ情報提供があることから、本市におきましても広報紙などで周知をしているところであり  
ます。

次に、プロポーザル方式による業者公募につきましては、一般競争入札、指名競争入  
札、随意契約に契約方式が大別されている中、プロポーザルによる契約方式は入札によら  
ず公示したテーマに対し提案書の提出を求め、提案内容の審査及び評価を行い、最も適し  
た受託者を特定する随意契約の一つであります。

そのため、この方式は、価格に加えて技術力や経験、実施体制などを含めた多様な観点  
から最も適した設計者を選ぶことができるといった利点があります。

こうしたことから、国、県をはじめ他の団体においても、幅広い分野の業務でプロポー  
ザル方式による事業者選定が実施され、高度な知識と豊かな経験を有する事業者との契約  
が可能となっております。

一方で、プレゼンテーションの準備が必要となるなど、設計者側の負担が価格のみによ  
る入札と比べ大きくなるなどの理由から参加事業者が少数にとどまるなどの課題もあるた  
め、提案までの準備期間や審査方法を考慮するなど、幅広い参加が見込める手法を検討す  
る必要があると考えております。

今後におきましても、契約手法については入札方式やプロポーザル方式等、業務内容に  
応じて最適な方法を採用しながら適切な契約事務に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 宇野議員の質問にお答えをいたします。

2点目の図書館指定管理委託についての御質問でございます。

市立竹原書院図書館は、小規模ながら高度かつ魅力的なサービスを展開するとともに、  
中・長期的な視点で将来にわたって市民の教育と文化の発展に寄与する図書館体制の実現  
を図るため、組織や業務の見直しを進める中で新年度から指定管理者制度の導入が望まし  
いと判断し、昨年（令和4年）の第4回市議会定例会において指定管理者選定の議決をいただ  
いたところであります。

これまでの図書館の体制はフルタイム勤務の市職員、正規採用職員ですが、2名と短時  
間勤務の館長を含む会計年度任用職員、臨時的任用職員ですが、7名で運営しており、そ  
の運営費の内訳について、令和2年度当初予算ベースでは人件費が3,376万5,000  
円、光熱水費、施設借り上げ料等の維持管理費が713万7,000円、図書等購入費

901万2,000円,その他自動車文庫,図書館システム使用料などの諸経費が665万6,000円,総額で5,657万円となっております。

指定管理者制度を導入した経緯につきましては,市が策定した図書館管理運営計画において,専門的なサービスを提供できる人材確保による時代の変化に対応した安定した組織づくりが課題となっていたことから,この解決に向けて図書館運営のノウハウを持つ民間事業者による指定管理者制度の導入を決定しました。

事業者公募に当たっては,初回の選定となるため,公立図書館の管理運営実績があることや館長,副館長職には責任者として一定の業務経験者の常勤配置を義務づけるなど条件を付しております。

また,管理料の限度額についても,物件費等の固定経費はこれまでの実績額を確保することを基本にしつつも,図書購入費など市民サービスに直結する経費はその質を担保するために実績精算制としており,人件費については令和元年度賃金構造基本統計調査などを参考に積算し,経費不足でサービス等の質の低下を来さないよう全体経費の上限額を設定いたしました。

事業提案の審査については,市が定めた審査基準に基づき,5名で構成される市立竹原書院図書館指定管理候補者選定委員会を設置し,事業者による提案内容の説明聴取の後,委員による採点,審査を行いました。

審査は同種,類似業務の実績と成果,管理運営のノウハウ,管理運営の基本方針,職員配置及び人材の確保,育成計画,事業運営の実施計画,利用者増加,サービス向上計画,施設管理の実施計画,提案額の8項目で行われ,各委員の採点合計が1,000点満点中862点を獲得し最低合格基準を上回ったため,指定管理候補者として決定いたしました。

提案事業者の説明内容ですが,中高生ボランティア組織の発足については,図書館事業の一翼を担うだけでなく,各学校の読書活動の主体を担うことを目的として各学校に働きかけ組織化を図っていききたい,また小学生,中高生の声を図書館運営へ反映させるため,ジュニア版図書館協議会の設置も検討していききたいとの説明がありました。

各種イベント開催については,現在の立地を生かした商業施設との連携による講演会の開催や市の歴史や文化,風俗を継承していくため,地域の郷土史家等を講師とし,歴史講座「竹原学」の開講などを計画したいとの説明がありました。

資料等のデジタル化については,現在紙で保存している郷土資料等について,デジタル

アーカイブシステムを利用しデジタル化することにより、本市が有する貴重な歴史的資料を日本のみならず全世界へ発信していくことが可能であることから、検討していきたいとの説明がありました。

これらの提案も含めて、今後市と指定管理者は協定書や業務仕様書、事業提案書等に基づき協議を進めてまいります。例えば図書購入に当たってはその購入計画を事前に示してもらい市において承認するなど、計画策定から実施、評価など様々な場面で連携を図りながら、さらなる市民サービスの向上に向けて、これまでの図書館を超え進化し続ける図書館が実現できるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 再質問させていただきます。

まず、前後しますが、先に図書館のほうの質問をさせていただきたいと思います。

現在、竹原市は、5年間の財政健全化計画を策定し、その取組の最中であります。教育長に確認いたしますが、財政改革の取組の基本についてどのように認識されているか、教育長にお伺いしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 行財政改革についての認識ということのお尋ねでございますが、今回の図書館に関わる事業の展開について関連して申し上げますと、行財政経営強化方針の基本理念である持続可能な行財政運営の確立を目指す上で基本視点としております市民起点、未来思考、改善意識によって発想し、これからの社会で求められるこれまでの図書館を超えていくような図書館を目指そうとするのが今回の行財政改革の視点に乗った取組でございます。

もちろん、行財政改革の基本方針でございます持続可能な財政基盤の確立ということ、これはもう常から心している一丁目一番地の問題でございますが、こういったことにつきましても教育委員会の所管する施策全体を通して当然に踏まえながら、やはり基本方針であります行政サービスの質的向上でありますとか、効果的なあるいは効率的な組織の構築ということを目指していく。無駄は省いてまいります。必要なところはしっかりとやっていくと、そういうことが行政サービスを進めていく上での行財政改革の重要な部分であると心得ております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 私は夕張市へ2遍行っております。初めは会派で行きました。その当時は視察シーズンになると大体5件から10件ぐらい訪れている、まだまだいい時代でした。その後、委員会で参りました。そのときにはもうスキー場とかホテルとかそういう運営していた大手が撤退して、もう完全に寂れて、あそこは11万いくらいの人口が1万2,000ぐらいになったのです。その後3年ぐらいして再建団体になった。このときに一番私が印象に残っているのは、再建団体になると、今教育長が説明したような出を徹底的に整理するのです。今、バラ色のような答弁をしていただいても困るのです。どうしてかと言うと、全く関係のない市の職員の賃金をカットしている時期ですから、今図書館をいろんなことで世界に発信するのかわかりませんが、今このときに出をしっかりと止めないと、いつまでこれを賃貸してから経営するのかよくわかりませんが、その点は市長も何年までにこれを解決するのだということを明記されておられませんから、市民に説明のしようがないのですが。財政再建というのは、絶対に基本的なものは出を締めることです。賃金をカットしても、出をだだだだ出していたらどうにもならない。次のステップに入れるわけがないのだから。そういうことではないのですか。

プロポーザルもいいが、これだけ審査する能力があるのなら、実際はもうちょっと地元でやれることがいくらかもあつたと思うのです。私はずっと57年に議員に出た折から、とにかく雇用拡大、雇用拡大、これ一本で来たのです。竹原へ行ったらどんな仕事でもいいよ、応援してくれるよというような雰囲気にならないと、今のままではもう将来の見込みはないです。だから、絶対的なものはこれから出を締めることです、出を。今、3年か5年の間に出を締めて、そして庁舎移転なら移転の総合的な計画が実行できるような体制をつくらないと。図書館も大事かわからないが、大事なのはやっぱり本体です。総合的に図書館も含めて整備しなければいけないのです。

それから、プロポーザルの質問を先にさせてもらいますが、どのような経緯でぽつとプロポーザルが出てきたのかわかりませんが、プロポーザルをわざわざしなくても、私はプロポーザルという名前はあるが、業者公募は令和2年10月1日、現場説明会を令和2年10月7日、1週間で現場説明をやっているのです。それは非常に短期間と思うのですが、なぜこうちゃっちゃちゃっちゃ早く締め切ったのか、その点について伺います。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） プロポーザルの公募のスケジュールでございますけ

ども、現場説明会といいますか施設見学会ということで開催をさせていただきまして、現地を確認いただいている方に対しての現地での見学会という日程でございますので、我々としては短縮をしたとかそういったことではなくて、公表して1週間程度あれば現地のほうには来ていただけるだろうという下でそういう日程を設定させていただきました。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 10月7日から10月15日まで、これはずっと1週間刻みでちゃんと来ているのですが、令和2年10月23日から10月30日まで申請受付で決定されておりますが、この時点で1者だったのかどうか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 質問から提出に至るまでの業者の状況でございますが、基本的には先ほど議員のほうからも御紹介がありました施設見学を経て参加資格があるという条件にしておりますので、施設見学に来た時点で1者しか見学にはお見えになっていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 選定委員会開催は令和2年11月11日、指定管理料は5年間で2億6,860万円、年額5,400万円、提示は令和2年度決算見込額と説明されているが、高額な公金の取扱いであります。2名減になって今回7名です。2名の減は正職員だろうと思うのですが、その点について確認いたします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 2名の減というのは、業者側が提案をした体制人員が7名で我々の現体制が9名ということでございますので、我々としては今現在の9名のうちの常勤が減ったとかそういった感覚は持ち合わせておりません。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） そうすると、もうちょっと詰めていかないといけない。

今まで経営していた金額は5,675万円、今回は5,400万円で275万円の差がある。この275万円の減はどこを減にしたのか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まず、そもそも論になると思うのですが、指定管理料の限度額、我々は基準額と申しておりますけれども、この基準額を算定するに当たっ

ては我々としては平成30年度、令和元年度、令和2年度の決算見込み、令和3年度の決算見込み、この4年間で並べてみまして必要なもの、固定経費は固定経費として残す、それは先ほど教育長が壇上答弁申し上げたとおり、それから民間の基本調査等を参考に民間のいわゆる人件費の相場を出しております。これが先ほど教育長が申し上げた基礎調査による常勤職員の責任者である2名分をその調査から引っ張りまして、そのほか我々としてはパートが残り7名という積算をした上で人件費をはじいて、その積み上げが五千三百何十万円という基準額になっております。

今回、議員がお尋ねの事業者側、提案者からの金額の内訳についてはあくまでも現在では提案に対する収支計画という状態でございますので、その内訳に対してはまだ要員配置が決まっていない段階で提案をいただいておりますから、今現在の我々の9名の体制とこれから7名の体制というのはあくまでも提案段階から今現在新体制を採用とされておりますから、そうした中で限度額をほぼほぼ限度いっぱい御提案いただいておりますので、その内訳に関しては今後実績の中で明らかにされていくものと思っておりますから、今現在で2名の減によるものが275万円の差であるかという御質問に対しては、我々としては御答弁のしようがないということで、大変申し訳ありませんけれども、先ほど申しましたように、我々としては当初予算であるとか決算額等、提案者の内訳を今現在比較するという状態にはないということで御理解をいただければというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 明確に分けて答弁していただきたいのですが、正職員は2名で1,300万円ぐらいになるのです、年間。固定給とそれから期末手当、いろいろな交通費とか扶養手当とかということなのですが、指定管理料、市から提示、5年間2億6,860万円、市直営における令和2年度決算見込額ベースとあるのです。だから、全体のこれまでの経費から今度指定管理者に委託した場合は、この金額からいうと275万円しか減になっていないのです。本来はこの正職員の2名分はどんなことをしても向こうの指定管理者へ行かないのでしょうか、行くのですか、雇用してくれるのですか。そのようなちぐはぐな答弁をせずに、今出を絞らないといけない時期だと私が言ったのはそこなのです。ここであなた方が1,000万円を浮かしたのだ、これを建設費へ加算するのだと言うのなら大賛成するのよ、私は。東京のほうの業者に、常識から考えて、市内で自転車であるのと東京から飛行機か自動車か知らないが経費だけでも、どのような人間でも分かるだろうが。特に税金を扱う人間はそこらの説明をちゃっとするようにしないといけないのよ。説

明不足だというのはこの議会でも度々議論になっているが。だから、2名を使うのか使わないのか、7名にするというのは分かっているのだから、もう。業者と申合せをしているのでしょ、今度は7名。数字が下がるのだから、下がった金額はどのぐらいのものかというのをちゃんと説明しないと。私の計算でも1,300万円ぐらいかかるのよ、2人で。それは指定管理者に上乘せしているのではないかということを行っているのです、どうですか、そこら。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 先ほど来申し上げておりますように、まず9名が7名になって2名減がそのまま経費に反映していないという御趣旨だろうと思うのですが、まず現行の9名についてはフルタイムでの9名ではありません。ですから、7名が短時間いわゆるパート雇用、館長も含めて短時間であります。今回、事業者の提案は全てがフルタイムで積算をされているというふうに伺っておりますので、9引く7の2ではないということがまず基本でございます。その部分と、職員2名を張りつけるのかどうか、当然張りつけません。張りつけない、引き揚げるということで、例えば2名の引揚者に対しては、雇用のほうを2名調整をしてマイナスをする、全体で定数管理の中で整理をしていくということでございますので、図書館だけで1,300万円の経費を下げなくてはいけないのではないかという理屈は我々は違うというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） そうすると、私は2名の正職員の処遇はどうなるかということを知っているのです。もしか市のほうへ戻るのなら、当然図書館は減にしないと4名分払うようになる、そうではないですか、私の計算が間違いなのかどうか。分けて、もう7人というのは決まっているのだから。ここへこういうような文書がある。議長にちょっと整理してもらわないといけないか分からない。指定管理料、市から提示、5年間2億6,860万円、年額5,400万円、募集要項から市直営における令和2年度決算見込額ベース、このページは誰がしたのか、この文書は誰が作成したのか整理してください。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 令和2年の提示額ですというのはちょっと分かりませんが、募集要項の中に参考として令和2年度の決算額を掲載をしております。ですから、それについても決算書そのものを表示しているわけではなくて、ある程度の人件費、事業費、物件費というような大きくくりで決算額を示しております、実際には、先ほ

ど来申しておりますように、我々はあくまでも基準額、限度額を示すだけで、その内訳については提案者の収支計画を立てる能力があるかどうかというところも審査のうちに含まれておりますので、その金額どおりやっってくださいということではありませんので、そのように御理解をいただければと思います。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） では、これはどこから出たのか分かりませんが、これは公文書だろうと思うのですが。ここへ確かに3番目に指定管理料、市から提示、5年間と書いているのです。この文書はどこが作成して。それから、2ページ目にもあるのです。指定管理料の選定結果についてというのがずっとこう、これは裏表1枚物です。それで、これを見たら、ここへ正職員2人、フルタイム、会計年度職員7人、フルタイムでない。運営費用、年々増加、人件費増、令和2年度予算計上5,675万円。私が言っていることはそんなに難しいことではないと思うのですが。7人というのは、今度指定管理者の雇用人数というのは決まっているのでしょうか。今までは9人だった。私はあれぐらいの図書館で9人というのは多いのではないかなというような気もしていたのだ。

私も何遍も行っているのよ、あそこへ聞きに。黙って入って、工事をしているときから私は行っている。どういような設備を仮設なのにするのかな思い、それで言ったのだ、仮設だからあまり金がかかるようなことはしなさんなよと。ちょっとあなた方と感覚が違うのかどうか分かりませんが、飛び飛びになるか分からないが、先もって言うが新書でも700万円前後毎年買うのですが、今チェックするというような答えもありましたが、そうではない、あなた方チェックできないのよ、これも必要なのだと出されたら丸のみするのよ、ここへ丸のみしているのだから。だから、300万円なら300万円でやっってください。絶対に必要な新書だけ購入してくださいということをやらないと、よく断らない、あなた方。そういう市民の血税だという認識がないから、のんびんだらりと長く引っ張ってやっている。東京のほうの業者が偉いと思ったら大間違いよ。

今度の事業400万円、この設計図は学識経験者の東京の一流の者が作っている、私はこれ本社から持ってくるから宇野さん読んでみてくれと言うから、見てすぐ分かった。給料でも貯めるぐらいもらっているのです、その学識経験者の団体は。それでも、見て一発で私は分かった、駄目だ、県も保安庁も許可しない。それは東京のほうの何万トンという船が千単位で入っているところと広島県のように瀬戸内海環境保全法の厳しい規制があるようなところと、現地とこことは違うのよ。栈橋だけでも130億円の予算を組んでい

る、T字型でずっと620メートル出して。そういうものがこの辺でできるわけないのだから。だから、冒頭で教育長に聞いたのよ、財政再建とは何か。一番基本的になるものは出を塞ぐの、出を。こういう今のような、図書館が世界に発信できるような施設はしなくてもいいのよ、今。市民も納得してくれる、関係のない職員の給料を減額しているのだから。こういうものは市長と三役ぐらいのものよ。働いている一般の職員は関係ないのだ。だから、これは後整理してもらわないと困る。こういう文書が質問者、答弁者と、私はこれを原点で質問しているのだから。これは私は恐らく教育委員会が作っているのではないかと思うのですが。

そこで、プロポーザルであります、広島県は業者選定で2015年は244者、111件が1者、45.5%、県監査委員が競争性の確保が十分とは言えない状況と指摘されている。それから、13年作成の要領に基づき専門的な知識や技術が要求される民間の企業企画提案を対象としている。役務業務はイベントの企画、運営、広報、技術開発、研究、システム設計、開発などが該当するとあるのです。応募1者の111件については、事業者提案に基づいて契約を結んだ。最高契約額は人事給与、福利厚生システム修正に関する業務の7億6,300万円ほか1億円以上が3件。県監査委員は15年度歳入歳出決算審査で現状を問題視、公募型プロポーザルの特徴である業務実施方法と個別の価格の両面で競争性を一層高める運用が必要と指摘している。県総務課は、応募が1者だから不適切とは言えないが、提案内容を比較できず課題もある。過去の事例を分析し、要領の見直しを検討する。今後、市においてもプロポーザル方式を軽々と採用するものではないです。あなた方はこれだけの審査する能力があるのだから。私だったら、指定管理でも竹原市の市民でやります。今先生の中でも立派な人が定年になっているのです。各学校にもあるのでしょう、図書館。そんなに竹原の図書館を世界に発信するのだというような大ほらを吹かなくてもいいのよ。足元を見ながら、私だったら一日も早く図書館を建設するという事に方向を一本に絞ります。こういうことをやっているからいまだに、市長もそう、前市長が合意したものをぱっと切って、災害があってもやることはやらないといけないのだから、政治というものは。そこへ何を絞っていくかということ、何に照準を合わせて。答弁書にはフジの仮設施設が710万円毎年かかるという答弁をいただいておりますが、それをいつまで続けるのですか、教育委員会に何年にこれをやるのだという計画はあるのですか。指定管理を東京のほうの業者へ渡して、何が喜ぶの、一つもうれしいことはない。今まで7人の職員が一生懸命やってくれているのだから。

私も昨年12月に現場に行きました。カウンターで女性職員が2人、受付をやるのでしょ、貸したり戻したりする、内容はよく分かりませんが。713万円、いつまで続けるのか、その目的があるのかどうか伺います。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 図書館の建設の御質問でございますけども、図書館の建設に当たっては公共施設ゾーンの機能集約の構想の中で進められるものということで、今現在その構想は変わっていないという認識でございますので、我々としましてはそもそも旧福社会館の図書館が老朽化の中にあつて、また公共施設ゾーンの動きの中で仮移転が妥当であろうということで現在に至っておりますので、この件につきましては引き続き公共施設の機能集約の中で整理をされるものというふうな認識でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 今、その見通しが全て立たないようになっている。だから、何をどうするのかというのは、今言うようにこの指定管理は一般的に、私みたいなあまり考えがない者でもよく分かる、もうかるから受けたのよ、赤字になったら絶対受けないのよ。あなた方がもうけさせるようにしている、そんなことは子供でも分かること。

ここの令和元年の予算書の中から一般職員給が898万8,000円、期末手当が220万6,000円余り、勤勉手当が161万2,000円、時間外勤務手当が35万2,000円余り、合計1,315万9,000円。今度の企業が保険を掛けてくれるのかどうか分かりませんが、共済組合負担金が270万8,000円、ずっとそうなのよ。30年が、これは2名分だ、1,169万円、29年が1,423万円、28年が1,368万円、共済組合が264万5,000円。普通に言うところではチャラになる、2名分だから。共済組合は今度新しい会社がいろんな保険に入るのかどうか掛けてくれるのか分かりませんが。単純計算でここを一遍チャラにするのではないのですか。7名分の給料は給料として計上しないとイケない。それだから、ここは間違いなしに9名以外の分だからここは一度精算しないとイケないではないですか、そこらもう一遍確認しておきます。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 繰り返しになりますけども、まず正規職員2名分が、議員の御質問の趣旨でいうと図書館が民間委託になるのだからその1,300万円が不要になるのではないかという御趣旨だというふうに理解をしております。しかしながら、先ほども壇上で教育長が御答弁申し上げましたように、図書館の市民サービス、文化

レベルの向上を図る上で必要最低限質を落とさないための基準額、指定管理料の限度額の算定に当たっては、民間の基本調査等を参考に、責任者たる人々、これはあえてもう具体的に金額を申しますけども、その調査によれば責任者の立場である民間の相場は約500万円となっております。それを我々としては最低2名以上配置を下さいという条件をつけておりますので、そこについてはそこで1,000万円以上の人件費が必要であろうという理解をしております。そのほか全体の指定管理料基準額、限度額内で積算をするのは提案者の自由であります。その中で図書購入費であるとか、新たに我々ができていなかったイベント料等を積算の中に加えまして5,400万円弱の限度額を設定しているということで、ここの御理解がないと我々の今の常勤の2名の経費がどこに行くのかという議論になりますので、それについては先ほど私が御答弁申し上げたように、全体の定数管理の中で整理をされるものというふうに認識をしております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） それは国会もそうだが、あなた方の都合のいいような答弁をするのよ。議会と執行機関というのはやっぱりある程度の意思の疎通がないと今のような状況になるのよ。そんなことを言っていたら、今も言ったようにいつこれをやるの、今度新しい施設を。ここへ新たな投資をする必要はない。今、辛抱してもらうのよ、市民にも。食料が欠乏したのとは違うのだから。一定の図書館でこの近辺でも蔵書が一番たくさん持っている、竹原市は。だだだだ出る書物を次から次に買う必要もないのよ。それは今日のような財政危機ではない市と竹原市のような市はもう全く考えを変えないと。いつやるの、市長。……いつまでやるの、いつまで。

議長（大川弘雄君） 議員、言葉に気をつけてください。

13番（宇野武則君） そう思うよ、教育長も副市長もそう。幹部がやっぱり抑えて、もっと整理しろと言うぐらいの幹部がいないと、市長の責任は重大なので。あなたは前任者の計画を没にしたのだから、凍結しているのだから。災害があろうが何があろうがそれとこれは別よ。このようなことをいつまでもいつまでもやっていたら竹原市の将来はない。もうちょっとスピード感を持って、私はずっと言っているのだから、厳しいところから手を入れろと。では聞くが、今までの図書館運営のどこどこが悪かったの。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 私のほうから少し説明させていただきますけれども、行財政改革についての議員の御指摘事項については私も全く同感でありまして、冒頭言いましたように心して取り組むことであることはよく認識をしているところでございます。しかしながら、私どもが預かる図書館というのは竹原市民の知の拠点として生涯学習を支える基本となるものでありますから、そういう無駄な取組は抑えつつも必要なものについてはしっかり守っていかなくてはいけないというのが私たちの立場であります。

そういった中で、これまでの図書館については、ではどういったところがいけなかったかということの御指摘でございますけれども、これまでの図書館につきましては、議員のほうからもございましたように貸出しであるとか、開架です、本を展示して市民の皆さんが行かれる、いわゆるルーチン業務、こういった決まった仕事について誠実に取り組んでおったところでございます。カウンターあるいは図書館の資料整理とかあるいは移動図書館車、こういったルーチン業務に多くの人手をとられているということが事実ございました。そうした中において、今日的に図書館に課せられる役割というものは、これまでとは随分発展したといいますか変わってきております。例えば、レファレンスサービス、こういうことを調べたいがどのように調べればいいたろうかというそういうことへのアドバイス、あるいは高齢者、障害者を側面的に支援するような専門的な情報を提供することである。あるいは、児童青少年へのサービス、こういった新しいことが求められるところでございますので、こういうことに対応していくためには、そしてルーチンの業務を落とさずに新たな課題に対応していくためには、どうしても専門的な知識でありますとかそういう経験値が必要である、こういう判断からこのたび指定管理という手法を取ったことについては御理解をいただきたい、こういうふうに思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） それは私が先ほどから言っているように普通の自治体の考え方や。あなた方がここへそういう投資をしたら、一般の賃金をカットする、予算を投入するのと同じなのよ。竹原市は、もう市民はお先真っ暗だと言っている時期だから、もうちょっと自分のこととして考えてもらわないと困るのよ。それは確かに、あなた方が今説明するように、いいよそれは、あなたの金を使うのではないのよ。我々も一生懸命努力しているのだから、やっぱり市民にもそれなりの説明をして。ここへ図書館建設基金が511万円、これが28年、講師謝礼、報償も22万3,000円、図書購入費が846万8,0

00円、ずっとこうある、同じような金額で。それで、図書館建設基金が平成30年から32万8,000円になっている。それで、図書購入費が739万7,000円、元年も662万8,000円、これは図書購入費、図書館建設基金が24万4,147円、講師報償は5万5,000円。ここが現状の図書館運営の、これ以上に何やるかにやるということではない、今。誰もそのようなことをしたからと喜ばないのだから。

そして、中高生のボランティアをぶら下げるようにして提案しているが、今は何もかも皆、書物離れが顕著なのだから、中高生。それをグループを組んで学校で広げていく。何だと言って、そんなことは夢の夢よ、また。そんなに中高生が理解してついてくるの。図書館は今あるのだから、各学校に図書室というのは。

この図書館建設費というのは30年から極端に減っているが、これはどういうこと、どこかほかに回したということですか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 図書館の建設基金のお尋ねでございますが、まず図書館の建設基金は特定目的基金といたしまして建設以外には取崩しをしないという一定の条件の下でこの基金は開設されております。例年、その歳入歳出に上がってくる金額についてはその基金の運用益いわゆる利息でございますので、今現在、何年前からかは忘れまじったけども、そもそもの積立金をやめて、その後については毎年度利息が、基金の運用益が予算に計上されているということで御理解ください。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） そういうことを書いてもらわないと、これは予算書からだから、ここへ私は持っている。やっぱり、それはそれなりにちゃんと説明する文書を作ってもらわないと、あれ、どうしてこのように下げたのかなというような。それで、これは利息として理解しますが、今までの積立金はどこにあるのですか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 基金のお尋ねでございますが、基金残高ということで予算なり決算のときには別冊の資料で基金の状況ということでお知らせしております。今回につきましても、令和3年度の当初予算につきまして概要の中で各基金、先ほど教育次長も申し上げましたが、特定目的基金も含めまして掲載させていただいております。それでまいりますと、図書館の建設基金につきましては今のところ残高、利息ですので積立金はそんなに多額ではございませんが、今積み立てておりますのは約9,000万円を積み立て

ているということでございますので、これは建設費用に充てられる特定目的基金ということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） これはどれぐらいの原資があれば図書館、本庁のほうが先だろうと思っておりますが、付託施設としても、我々は全く見当がつかないのです。二、三年前から合同庁舎移転の費用はいろいろ提示されて分かっておりますが、実際先行して今の福祉会館の跡も解体すると言っているのですが、これも銅像を残すとか二重手間のような計画があるようなふうであります。あそこを更地にするなら一発で更地にして、あそこは30センチのくいを8本打っているのですね、銅像の下に、銅像が傾くから。ということで、あれを残すとまた周辺の工事も要るし、ブロックでやるのか何でやるか分かりませんが、泥がずれないように格好にしないとイケない。こうやって自分のこととして、やっぱりそうそう長く、最近も6強の地震が福島の方ですか、発生して、あれが10年前の余震だという、関連の地震だということで発表されておりますが、ここもそうそうのんきにいるわけにはいかないでしょう、市長。

今3年か5年か厳しいが、とにかく出を止めるのだと、そしてやっぱり基金を10万円でも20万円でもとんと蓄えていくのだというような、全員がそういう共通の認識に立たないと、だらっだらっだらっだらいきますよ。今の職員の給料を減額にしたからといって何の意味もないのだから。6,000万円やったからといって10年で6億円だから。そんなに10年もできないでしょう。あなた方は本来強硬に賃金カットできるものではないのよ、本当は。私も企業の整理をたくさんしてきたが、生き残った者はやっぱり人材が一番宝なのよ、人を育てるといことが。だから、そういうのがバブルの崩壊後でも残ったのよ、生き残ったのよ。銀行でもどこでも企業でも放漫経営したところが倒産している。だから、私は実際この庁舎がいつまでもつのかなという。

どっちにしても、こういう図書購入費が4年間で28年、29年、30年、元年で3,000万円を超えている。これを半分にして積立基金へ回すのだと、こんなに買わなくていいのよ、今、緊急時だから。そして、積立基金をやって一日でも早く本来の姿に戻すのだ、仮設ではなしにこっちへ戻すのだということがあったら私は大賛成するのよ。どんなことがあっても、私は議員として雇用の面については必死でやってきたのだ。だから、先般も、西野の今会長さんですが、「宇野さんのところに行ったのよ。宇野さんに頼んでか

ら35年になるのよ」といって会長さんが言われておったわね。私は覚えていない。私は、相手が誰であろうが彼であろうが、雇用の面についてはずうっと一貫してそうしてやってきたのだ。やっぱりよそへ投げるのが美德ではないのだ。それは自前でやるのが一番強いね。

私はどうしてこれを言ってるかという、大手は物すごい権限を持っている。だから、500いくら指定管理を受けているといっても、そこは力加減なのよ。だから、今度浄化センターの6期目を改定するのだが、本当に私は物すごい粘ったのだから、当初、300万円だということから、300万円では県下でも業者はいないだろうな、2人職員をつけたら足りないからね。そういう計算をしたのよ。どういうふうな経営をするのかと言ったら、東京で全部管理するのだ、コンピューターで。はあ、このような時代になったのかなと思って私は下がったのよ。今、4,000万円超えているのでしょ、年間。だから、十何倍になっている。だから、大手というのはあんまり信頼しないほうがいいのよ。日本の経済は皆そうよ、下で働いている人間が支えたのだから。大手が生き残っているのは、やっぱり下を泣かせているのよ。

この浄化センターでも、ぜひ県内業者にやってもらって、そして地元の人を採用してやってもらえば、よそのほうに、東京のほうの業者にわざわざお願いすることはないだろうなという思いでそういう話もしたのだ。それを地元の業者はどう言ったか、後何をされるか分からないから手を挙げれないと言う。あなた方はあまり経験がないから分からないが、私はそんなことばかりやってきているから、うちも大阪にあったから、土建会社が。バブルの折には大ごとだったのよ。

そういうことで、やっぱり大手がいいからといってあんまり信用しないほうがいい。地元の人間をとにかく育成するのだと。私はさきの12月の議会でも言ったように、区画整理からの雨水をどうしても早急にやらないといけないというので全部地元の業者にやってもらったのだ、5,000万円から1億円の間。やったらできるのよ。そこを使うか使わないかの決断なのよ。東京のほうの業者にやれ電話しても、やれそらといって間に合わないよ。私がちょっと関係した金型を今作っている会社があるが、金型を何百といっただべている。あれは皆手先の器用な人が旋盤でやるのだからね。そういうものがいろいろな大手を支えているのだから。

だから、私はやっぱり方向転換して地元の業者を育成するのだ、あなたはあれだけノウハウがあるのだから、あの大手の提案したものを審査する能力があるのだから、場合によ

ったら大手以上の能力があるということよ。何で指定管理をさせるのなら地元やらせないの。竹原に行ったらいろんなアルバイトがあるよ、移住してもどこでも竹原市が中心になって世話をしてくれるよというような雰囲気をつくれば、人口減も止まるのよ。今一番地方都市が喜んでいるのは何か分かっているのですか。今東京は流出超になっているのよ、流入超だったのだが。この前もずっと報道されていたが、九州や沖縄へ移住者がどんどん増えている。地方都市は皆喜んでいる。うちらは真逆をやっている。その精神が分からないのよ、私は。

市長さん、私が難しい難しいと言っていたのは、市長さんが参加するようなものもあるのですが、私が昨年12月に質問した分ですが、委託費が300件、16億4,000万円、補助金79件、3億4,000万円、単市補助金が48件で1億700万円。これは、先般もJRの複線化が今竹原市が29万9,000円ぐらい組んでいて、あの資料を見たら繰越金が420万円ぐらいあるのですね。何もしていないということよ。そこへまだ竹原市は予算を組んで。それで、新聞にも載ったように、竹原市の駅は無人化になろうかと言っている。そんなところへ複線化を誰がやるの。市長、市長が早くやめようやと言って音頭を取ったらどうですか、市長。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） JR複線化期成同盟会の御質問だと思いますけど、確かに名称は複線化ということでございますが、その同盟会の趣旨目的としては周辺の市町との連携ということも大きな目的でございますので、確かに繰越金のことは議員がおっしゃるとおりかもしれませんが、その同盟会、その団体としての役割は果たしていると、そのように考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） そういう答弁だと思いますが。では三原、東広島、呉、連携連携と言いながら皆自分のところを優先にやるのですよ。一番分かりやすいのは、竹原市の業者がこの3市で指名してもらえる事例がありますか、うちらは簡単に指名しているが。ないのよ。皆下請でぎりぎりで行っている。だから、市長、そこらはもうちょっとあなたは厳しくならないといけないわ。厳しくならないと庁舎も何ももう議論の余地がない。竹原市はこうだ、3年後にはこれだけだ、無理したらできるぞというような希望を与えるような政治をやらないと、厳しいことを、もう時間はなくなったのだが、この新聞を見てOB

も企業関係者も非常に落胆しているのよ。企業関係者はもうちょっとやる人かと思ったがというのが大半よ。だから、言葉だけではなしに、やっぱり行動なのよ、今、竹原市は。だから、私はずっと一貫して言ってきたのですよ、厳しいところから手をつけろとって。

こういうような指定管理をやっているが、こども園などでもそうよ。民間に委託するのなら委託して、私はたけのここども園ができる折に安芸高田市の事例も言った、民間委託して、お医者さんもつけて、ちゃつとした管理して指定管理しているじゃない、そのほうがはるかに子供にもいいし運営も一生懸命やるのよ。

だから、そういうことをもうちょっと一遍庁内で検証して、やっぱり削るところはどんどんどんどん削らないと。私は2年削ったのだ、もう。うちの知っているように魚供養も中止した、おとし。私に一番関係があるから一番先にやったのだ。去年は港湾振興協議会の41万円も切ってもらった。私が説得したのだから。だから、そういうことを拾い出して、この16億4,000万円の中から3割やったらどうなるの。庁舎移転の見込みというのは必ず立ってきますよ。だから、一応5年間継続してやったものはもう切ると、検証して切ると、むやみに切られないが、効果があるかないかを検証して切っていくと、そういうことを今庁内全体でやっぱり取り組むべきだと思いますが、最後に市長の御意見。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） このたび図書館の指定管理に関わっての御質問をいただいております。

先ほど議員もこども園の委託の話を示されましたけれども、行政運営上、指定管理もどちらかといえば民でできるところは民でお願いするという考え方でございます。その中で、それぞれ個別の行政の事業に関して、総合的にそれぞれ判断しながら今進めているところであります。議員様々御提言いただいておりますが、特に図書館に関わりましては全体的な経費を増額させる事業ではないということは御理解いただけたと思いますし、御答弁の中にも図書館というのは必要なのだというお言葉もありましたので、その上で必要な経費はキープしながらも、精査して切り詰めるところが可能であるものは切り詰めていかなければいけないと、それは御提言のとおりだというふうに承ります。全体的な行政運営の中で御提言もありました庁舎の移転問題、公共施設の再配置の問題、大きな問題でありまして、この点については議会のほうにもお示しをするというふうに私のほうからもお話をしておりますので、議会、議長とも協議をしながら、その場面で皆さんの御意見も賜り

たいというふうに思っております。

いずれにしても、御質問にありました、今3年目を過ぎまして、いろんなことはこの間ありましたけれども、実現可能な、実施可能な事業についても併せて進めることができているとも思っております。課題は大きくありますけれども、着実にこれからも御提言を踏まえながら行政運営を進めていきたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 以上をもって13番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の取消しについてをお諮りいたします。

宇野議員から、本日の本会議一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、不適切な発言の理由により、「いつやるのか、市長」の次から「いつまでやる」の前の部分を取り消したい旨の申出がありました。この取消し申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、宇野議員からの発言取消し申出を許可することに決しました。

あわせて、会議規則第87条の規定により、配付用の会議録に掲載しない旨、申し伝えます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、竹橋和彦議員の登壇を許します。

3番（竹橋和彦君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、発言通告に基づき一般質問をさせていただきます。志政会の竹橋です。よろしくお願いいたします。

本市における自治会の充実、再構築に向けて。

近年、社会経済情勢の変化に伴い、地域社会に対する住民の関わりが希薄化し、日常生活における人と人との触れ合いの場が少なくなるなど、地域社会の取り巻く環境も著しく変化しています。

こうした中、平成7年1月、阪神・淡路大震災、平成23年、東日本大震災や本市に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害など、災害を契機に近隣住民の助け合いや

支え合いの果たす役割が災害時の対応や復興において極めて重要であることが再確認されました。本市においても、平成30年7月豪雨災害で土砂の撤去や流木の撤去、瓦礫の撤去、浸水による廃棄物処理作業など地域住民の結束が発揮されました。これは、日頃の地域のつながりが蓄積され、生かされた実例ではないでしょうか。

災害以後、自治会をめぐる変化が生まれており、自治会活動の必要性や重要性の期待が改めて高まっています。しかしながら、現在、自治会の組織や活動をめぐる状況は改善に向かっているかといえば、全体的にむしろ逆であるのではないのでしょうか。

自治会が今直面するのは、自治会の加入率の低下や役員の成り手がいないという現実であります。その背景には、一人暮らしや高齢者世帯の増加、病気や介護、子育てで追われ、日々の仕事や生活で自治会どころではないという住民も増え、マイカーとコンビニと情報社会の向上により、SNSだけあれば、仕事や生活に追われる中で、隣人との付き合いは直接関係あること以外はあまり関わりたくないし関わる余裕もない姿があります。こうした様々な問題が表面化してきており、自治会活動を取り巻く環境は近年大きな変化を見せています。

そもそも自治会とは何でしょうか。

自治会は、原則として一定の地域的区画において、そこで居住ないし営業する全ての世帯と事業所を組織することを目指し、その地域的区画内に生じる様々な問題に対処することを通して、地域を代表しつつ、地域の管理に当たる住民自治組織です。

その役割は、おのこの地域の実情において内容は多様であるが、防災・防犯・安全事業、文化事業、環境事業、社会福祉事業、行政への要望、慶弔、地域行事、募金活動、その他地域の諸課題などであり、どこも全体的に同じような活動内容であると思われます。

次に、自治会の運営であるが、各自治会が置かれている状況は実に多様であり、順風漫步に運営されている自治会がある一方で、様々な問題や悩みを抱えながら運営されている自治会も存在するものと思います。運営に関する主な課題は、役員に成り手が少ない、全体が高齢化していて活動に支障がある、行事参加者が少ない、役員の負担が大きい、活動がマンネリ化している、活動に関する必要な情報が得られない、行政からの配布物が多いなどの課題に対する現状がうかがえます。どんな組織でも、構成員が関心を持って参加しなければ、運営の停滞や形骸化が起こることは避けられないのではないのでしょうか。加えて、自治会長からは、地域関係団体等の充て職や行事の出席依頼や要請が多いといった声も聞かれます。

それでは、自治会等の性質を知るため、歴史的にどのような位置づけがされてきたのでしょうか。

江戸期の町内に代わり、現在の自治会等に直接つながる地縁組織の形成が生まれたのは明治17年以降です。明治22年に市制、町村制が施行され、地方公共団体が誕生し、地方公共団体の中に地縁組織として区に設立が容認する規定が設けられ、原則的に区が時代を経て現代の自治会となるということとされています。また、このとき選任された区長制度が、現在多く採用されている行政嘱託員制度につながっています。昭和15年に内務省より部落会町内会等整備要領が出され、それに伴い区などの自治組織は町内会、部落会などに一元化されました。その組織については、住民を基礎とする地域的組織であると同時に、市町村の補助的下部組織とするということが明確に位置づけられています。さらに、昭和17年に町内会、部落会は大政翼賛会の指導下に入り、最終的には昭和18年に市制、町村制の改正によって法的に首長の支配下に置かれることとなりました。

地縁組織が戦時体制組織として再編され運用されたため、連合軍総司令部解散命令が出されることになったが、しかし戦後の治安や衛生、物資配給の上で地縁組織は欠かすことができないものであったため、振興会、駐在区あるいは防犯組織といった名称、形態に変更されながら事実上維持されていたのです。昭和27年のサンフランシスコ講和条約の発効に伴いポツダム政令が廃止されると、自治会等も再び全国に、しかも急速に組織されるようになりました。

このように、史実から自治会等のような地縁組織が地域において果たしてきた役割の重要性の一端をうかがい知ることができます。

従来、世帯単位で組織されてきた自治会は、世帯の縮小という社会の構造的変化に対応して、住民個人を射程に入れた運営方法に切り替えていくことが求められてきています。そして、多様な住民の必要に応じて多様な活動を進めることが期待される組織になっており、行政にもその役割の充実を求めつつ、連携して地域課題の解決に取り組んでいくことが求められています。今求められているのは、社会情勢の変化や国あるいは行政の政策を参酌しつつ、時代に即した住民自治組織に転換を図っていく必要性や重要性が一層期待されているのではないのでしょうか。

そこで、以上を踏まえて、以下6点質問させていただきます。

現在の自治会加入率と自治会制度が導入されてからの加入率経年変化についてお伺いします。

行政と自治会との関係における連携、協働をどのように認識され、また位置づけられておられるのか、お伺いいたします。あわせて、自治会長等の負担軽減を図る上で、各種関係機関の充て職等の縮減を図る必要性があると考えますが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

なぜ区長制度から自治会制度に移行されたのか、理由についてお伺いいたします。

行政が行うべきものは行政で、地域が行うべきものは地域で、その境界にあるものはどのように取組をすればいいのでしょうか、お伺いいたします。

災害時の救助、高齢者支援、緊急時の対応の場面で世帯構成の把握が必要であるが、個人情報保護法における大災害時における同法の例外規定についてお伺いします。

他の自治体では行政協力員や集落支援員を活用されて地域活性化の取組をされている自治体もあるが、両者の違いと概要についてお伺いいたします。

以上。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 竹橋議員の質問にお答えをいたします。

まず、自治会への加入状況につきましては、自治会制度移行後の平成19年度の自治会加入率は83.9%、5年前の平成27年度は78.6%で、令和2年4月1日現在では75.2%となっており、平成19年度と比べ8.7ポイント、平成27年度と比べ3.4ポイント減少しております。

次に、行政区制度から自治会制度への移行につきましては、地方分権社会の進展の中で、新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応するため、住民の積極的な参加と協力によるまちづくりが必要であることから、地域住民の連帯意識の向上、地域における諸課題の解決、自主的な組織の育成を図るため、平成14年4月に行政区制度から移行、発足したものであります。

地域と行政の関係につきましては、対等な関係の下にそれぞれの独自性を尊重しながら役割を分担し、協力しながら地域づくりを行うことで、有機的な連携が図られるものと考えております。

自治会長等へ各協議会等の役職が重複することにつきましては、住民代表という立場から意見を伺うため、各協議会の委員の就任を依頼しているところではありますが、特定の個人に負担が集中しないよう組織の中で役割分担していただくなど、負担の軽減になるよう

働きかけを行ってまいります。

行政と地域の境界につきましても、近年社会経済情勢が大きく変化する中で、住民の生活様式や価値観は多様化し、地域コミュニティの低下が懸念されており、このような地域の課題解決については地域の主体的な活動を基本としながらも、地域での解決が困難な場合は地域と協議する中で行政の支援について検討していく必要があると考えております。

次に、災害時における個人情報保護法の例外規定につきましても、個人情報保護法及び同法のガイドラインにおいて、人の生命、身体または財産を緊急に保護する必要がある、かつ本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を取り扱うことができると規定されております。この具体的な事例の一つとして、大規模災害や事故等の緊急時に被災者情報等を収集し、国や他の地方自治体等に提供することが定められております。

次に、行政協力員や集落支援員の概要につきましても、どちらも地方自治体が委嘱し、地域の点検活動、地域住民の意見等の聴取、調査及び状況把握に関する活動を行うものであり、集落支援員を配置する経費に対して総務省から地方自治体に特別交付税による財政措置が行われることとなっております。

近年の市民ニーズの多様化や複雑化によって生じる課題は、行政単独による解決は困難な場合があります、そうした課題の解決を図るためにも、自治会をはじめとした地域と行政が協力、連携を図りながら、誰もが住みやすいと実感し、誇らしく思えるまちづくりに努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） それでは、再質問させていただきます。

まず、平成19年度の自治会加入率は83.9%、令和2年4月1日現在では75.2%、19年度に比べて自治会加入率は8.7ポイント低下していることですが、この原因や要因を究明され、分析、検証の上、改善策を考えられたのか、お聞きします。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 自治会加入率の減少の原因の分析またその対応という御質問でございます。

本市では、快適で住みよい地域を築いていくことを目的としまして、75の自治会が組織され、地域における防災力の向上や防犯など、地域課題の解決や地域活性化に向けた取

組が行われているところでございます。しかし、議員も御質問の中でおっしゃっておられましたように、核家族化の進展や生活圏の広がりによる地域コミュニティの低下、あるいは地域に対する無関心層の増加、人口減少など、こういった様々な要因によりまして自治会の加入率の低下などの課題があるというふうに考えております。

その課題に対しまして、やはり自治会の加入率、加入をしていただくように取り組む必要があるというふうには考えておまして、ただ自治会の加入につきましては現在基本的には各自治会に委ねているところでございます。以前には、市で住民向けに自治会加入に向けたお願いの文書を配りまして加入促進の協力を努めたこともあります。

自治会の加入率の低下につきましては、本市のみならず他市町におきましても同様の課題であるというふうにお聞きしておまして、他の市町ではリーフレット等を作成したり、自治会活動の状況についてホームページで発信したりするなどの取組をされておられます。本市におきましても、このような他市町の事例を参考にしながら加入促進の取組を行うことといたしておまして、現在市に転入してこられる方向けに窓口で配布できるようなチラシの作成に取り組んでいるところでございまして、加入の促進に向けて支援を行うことといたしておしますので、どうぞよろしく願いをいたします。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） ぜひ、本来は自治会が情報発信して加入を促し、行事なんかにしっかり声かけして、地域に密着した交流を図っていく努力が自治会には求められていると私はそう思っています。その後ろ盾として、他市町がやられているリーフレット配布を行政のほうで後押ししていったらいいと思います。よろしく申し上げます。

次に、これは最初、区長制度のところなのですけれども、自主的な運営の育成を図ると、これは大変一朝一夕では難しいです。構成員の方も100人いれば100通りの答えを持ってらっしゃって、その中で構成員の方も自分に関心のある方は積極的に関わるとしても、無関心なところは客体化してしまいます。そうした中で、その課題に対してしっかり議論したり課題に向けた取組とか、様々な会話の場が必要とされています。この会話の場の中で解決を図ろうと思うと、かなりリーダーの専門性や高質な能力が要るのかなというふうに思っています。中にはそういう取組もされていますけれども、なかなかここが難しく、自主的な取組ができていれば役員の成り手がいないということはまず克服できていると思います。そういう人材育成というのがなかなかされにくい。本当に積極的に関わってらっしゃるところは、役員はそんなに、すぐ探してもらえないのかなと私は思

っています。ここらが大変自治会が苦戦しているところではないのかなど。答弁はいいです。

その次に、協働に関する答弁漏れがありますので、そこをお伺いしたいのですが。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 協働についての御質問、協働の位置づけといたしますかそういったことだというふうに思います。

協働の位置づけにつきましては、まちづくりの取組に欠かせないものであるというふうに考えます。行政だけでは解決できないことあるいは地域だけでは解決できないこと、そういった地域の課題に対しまして、相互にお互いの不足を補ったりそれぞれの得意分野を生かしたりして、共に協力して知恵や汗を出し合い、課題解決に向けた取組をすることというふうに考えております。このような取組の結果、市民の皆様が住んでよかった、住みたいと思っただけのように取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

それでは、地域と行政の関係について、対等な関係の下にと、こう述べられています。この対等な関係の下に、具体的にどういうことですか。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 対等な関係ということについての御質問でございまして、我々としましては関係性が平等ということというふうに思っております。地域と行政のどちらかが上にある、いわゆる上下関係にあるということではないという関係性というふうに考えております。まちづくりの主体は地域でございますので、行政が地域で行っていることに対して何か指図をするということではないと、対等な関係性の中で連携協力していくことが必要であるというふうに思います。したがって、行政は地域を後方から支援していくということではないかというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） 要は、行政と自治会等は同じ、共に主体者であるという考え方でよろしいですか。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） そのように考えております。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） 果たしてそうでしょうかね。私はそうは思いません。ある自治体の首長は、住民と行政は対等ではないと言っています。それは少しも民主的ではない。そもそも行政は住民から委託を受け公務を担っているにすぎない。ならば、住民こそ主人公であり、行政職員は公僕でしかない。住民自治を行政が後押しすることこそ真の協働がある、こう述べられています。そして、住民活動を推し進めるために担当課があると、ある自治体の首長はそう述べられています。この件に関して御見解が聞ければ。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） おっしゃっておられる行政と地域が対等ではないという御意見でございますけども、関係性ということにつきましては、先ほども申し上げましたようにそういった上下関係にあるというものではないというふうに思いますので、対等といいますか平等といいますか、そういった関係にあるというふうに思っております。今おっしゃられましたように、行政は地域を後方から支援していくということについてはそのとおりだというふうに思いますので、そのように考えております。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） 後方支援していく、それが行政だと、よく分かりましたけれども、それで対等とおっしゃるなら、私どもが担当課に行って困っているから手を差し伸べてあげてくれよとお願いしたときには、任意団体に対して言えませんよと、対等であるなら言えるのではないですか。その辺はどう。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 自治会から御相談をいただくあるいはそういった何か御質問いただくとかそういうことがありました場合には、担当の職員は誠意を持って対応させていただいているところでございますが、自治会で行われる活動内容について市のほうが干渉するといえますか、そういったことはいたしませんので、例えば御相談いただきましたら、他の市町の自治会ではこういったことをされていますよとか、市内でも他の自治会ではこういった事例がありますよとかというような参考事例としまして助言を行うようなことはさせていただいております。そういった市と、行政と地域がいわゆる関係性としては対等というようなことで、それぞれ独自性といいますかそれぞれが独立したというものだというふうに思いますので、そうした独自性を尊重しながら役割を分担して、協力しながら地域づくりを行っていくものではないかというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） 行政側とギャップがあるみたいですね。確かにそうであるけれども、困っているところはまだ自治会のことを本当に考えて、どうしようと思って困ってらして相談に行っていると思うのですよ。その困っていること自体気づかない自治会もあるわけですが、正直なところ。そういうところへ行って何か困ったことはありませんか、力になれますよぐらい言ったらどうかと私は担当課へ行って言ったこともあります。ここは、一緒に自治会と考え、一緒に汗を流して、その結果をお互いが認め合うと、この姿勢が必要ではないのでしょうか。その点についてどう思われます。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 今議員から御指摘をいただきましたように、やはり一緒になって考え、汗を流して、また成果が出たときには一緒になって喜ぶということは非常に大切なことだというふうに思いますので、そのように努めてまいりたいと思います。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） そうですね。ぜひそのようにお願いしておきたいと思います。

次に、自治会等の役員等ありますけれども、確かに私が自治会長、地区連合会長をやっているときに充て職が27でした。今は40あるそうですね。これは大変だと思います、分担するにしても。だんだんだんだん増えてきて、地域の関係団体の充て職っていったらどれぐらいあると思いますか。かなりあって、同じメンバーで同じ総会をして大変だと思います。もっと自治会長のOBさんなりを招聘する、外部委託する努力も必要ではないでしょうか。その点についてどうでしょう。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 自治会長さんあるいは自治会のほうへ各協議会等の役職が重複するということがあるということでございます。

行政から依頼をさせていただく場合につきましては、やはり住民代表という立場から御意見等をいただく必要がございますので、必然的に自治会のほうへお願いをさせていただいているという状況でございます。特定の個人の方に負担がかかるということにつきましては、そうした方へ集中しないようなことも我々のほうからもお願いしていかないとけないというふうにも思います。できるだけそうした負担の軽減になるようなことにつきましては、また協議をさせていただきながら市としても取組をしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） ぜひそのようによろしくお願いします。

次に、行政と境界について、これは私の見解と答弁がちょっとかみ合っていないのかなというふうに思うのです。要は、行政がやるべきこと、地域がやるべきこと、この重なっている部分の境界のことを言っていたのですけれども、例えば公共施設の草取りとか農道の除草とか公園の清掃とか美化活動とか高齢者の見守りとか、そういったどちらかといえれば公共的な部分を地域でたくさんやっていると思います。あまりやり過ぎると行政にさせろってこうおっしゃる方も中にはいらっしゃいます。特に、公園清掃なんか、年に2回やっているのですけれども、あまり頻度をやると行政にさせると、こういう意見をおっしゃる方もいらっしゃいます。そこで、何かそういったことに対する支援等がありましたらよろしくお願いします。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 今議員御指摘がございましたように、地域の課題といえますかそういったものを解決する上において、行政が行うものと地域が行うもののほかに、地域と行政が連携協力して行うほうが効果的、効率的にできるのではないかということはあるというふうに思います。今例として公園の清掃のお話がございましたけれども、地域にある公園の管理につきましては本来行政が主体的に行うものであるというふうに思いますが、なかなか数も多く、目が行き届かないということもありまして、地域で清掃などの管理を行っていただくことで、その公園が地域の交流の場あるいは憩いの場として親しんで有効に活用していただけるのではないかというふうに思います。

それで、こうした行政の支援という御質問でございます。

様々な支援制度がございますけれども、まず地域の自治振興交付金として自治会のほうに交付をしているお金がございます。今年度は全体で1,330万円を予算計上させていただいておりまして、地域における連帯感の醸成ですとか環境保全思想の普及啓発、自治意識の向上、こういったことを図りまして、自治会の育成、円滑な運営を推進するというようなこと、市民と市の協働により住みよい豊かな地域社会の形成に資すること、こういう様々な自治会で行っておられる活動等に対して交付をしているというものでございます。

それから、例えば自治会のほうで様々な活動をされておられますけれども、自主的に組織をされた自治会ですとかそういった市民活動団体の皆さんに安心して地域で社会貢献活動を行っていただくことができるように、市民活動団体保険というものに市のほうで、活動

中に思わぬ事故等があるという場合もございますので、そうした保険制度を支援しているということもございます。

あと、ほかにも、そうした公園等とは違うのですが、ごみステーションの事業ですとか街路灯の設置の補助金ですとか、そういった様々な支援制度は用意をさせていただいているという状況でございます。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） それは私もよく分かっております。それ以外に、例えば草刈り機も要るし機械は壊れるし刃も傷むし、これは地域の財源でやるものなのか、行政からあるいは若干でも支援が受けられるのか、その辺のことをお聞きしているのですけど。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） お答えをいたします。

自治会ということではなくて、自治会とかあるいはその地域にあるNPOさんですとか各団体さん等で、住民自治組織をそれぞれ自治会よりも大きな範囲でつくっていただいております。そうした住民自治組織に対しては、例えば先ほど言われたような地域活動に必要な備品類等、これは宝くじの助成金を活用させていただいて、数に限りがございますので毎年というわけにはなかなかいかないのですけども、それぞれその地域に行き渡るようにその交付金を活用して備品等の整備をさせていただいているという事例もございます。なかなか、自治会単独ということになりますと、先ほど御説明いたしました地域自治振興交付金、こういったものを活用して地域活動に充てていただくということしかないのかなというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） よく分かりました。例えば、草刈りをすれば平米幾らとか補助金があるのではないのですか。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 今のところ、大変申し訳ございませんが、そういった草刈りに対しての補助制度があるというところは承知しておりません。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 町内にありますとか一定区域の皆様でそういった美化活動でありますとか清掃活動をされた場合に対しましては、お一人様幾らという補助制度が、公衛協の資金のほうから出る制度はございます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） 確かに公衛協で1万5,000円まで、これは費用とか道具とか、そういう類いのものだと思います。さらに、公衛協のほうから草刈り機に対して一部、3万5,000円、これの補助があるのは年に1回ですね、それはよく存じています。私が言っているのは、公衛協って募金でやっているところであって、市として例えば皆実町の土手をばあっと刈ると平米幾らとかおっしゃっていたことがあったのですよ。草刈りをする。これは建設課ではないですかね。ないのですか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） 草刈りに関する助成とか市としての補助金という御質問でございますけども、建設課のほうの所掌としまして、道路、河川等に係る草刈りにつきまして1年間当たり2万円を上限として助成を行っているといったものがございます。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） そういう補助金制度があるというのを周りの方も知らない方がたくさんいらっしゃると思うのですよ、自治会さんもですね。ぜひ活用でき得るものなら活用したいなと私は思います。

それでは、災害時の個人情報なのですけれども、これはなかなかプライバシーの問題に関わることでありまして、先日も私どもの自治会で孤独死がありまして、3日たってました、正直なところ。その中で、誰に電話をして連絡を取ったらいいのか、親族に大変困りました。そこで、最近私は私も独居老人の方に極力お話の中から親族連絡先を聞くようには努めています。でも、踏み込んだのがなかなか聞けなくて、ほかの方にもお願いしたりして、そして周り近所にちゃんと頼んであるよというところは大変安心しているわけなのですよ。南海トラフ巨大地震等も予測されておりますので、そのためにも老夫婦とか最低限親族連絡先を知る必要があるのではないかなと私は真剣に思っています。その中で、何かいい事例等、取組方法とかがあれば御教授願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 個人情報の取扱いに関する御質問だと思いますが、個人情報につきましては個人に関する情報ということで、特定の個人を識別できるものを指すということでございます。これは、氏名だけではなく、住所や電話番号、先ほど来自治会の

お話も出ておりますが、自治会における役職なども氏名とひもづけて管理している場合には個人情報になると、このように考えております。

先ほど議員のほうから独り暮らしの高齢者の方が亡くなられたということで、3日間たった後で見つかったということで、日頃の連絡先等の共有だというふうに思っております。

実際、我々地方公共団体が保有する個人情報を災害時に共有する場合は、個人情報保護法に基づきまして我々も個人情報保護条例を制定しております。それとは別に、災害対策基本法という法律におきまして、これは主には避難行動要支援者名簿、避難に時間を要する人たちの名簿でございますが、そういったことの規定もございまして、一定の基準はございますが、基本的には本人の同意がなくても提供できるという規定もございます。

お話ございましたように、午前中の一般質問でも地震のお話もございました。東日本のほうでは震度6強ということと、竹原市におきまして平成13年ですか、芸予地震がございまして震度5弱だったと思っておりますが、先ほどお話もございました南海トラフの巨大地震も、これはマグニチュード8から9が、そういったクラスが予測されているという中で、今後10年以内に発生する確率は約30%、30年以内では70%から80%が予測されているということでございます。

非常時や大規模な災害時、先ほど言われた御近所さんでの不幸な事案もあったということでございますが、そういった中におきまして個人情報の取扱いということで、とりわけ高齢者などの方の個人情報につきましては、非常時、災害時には同意を得ることなく提供できるということになっております。事故とか災害がないにこしたことはございませんが、何かあったときのためにも、最低限の連絡先は限られた関係機関の中で共有できるような取組は必要であろうと、このように思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

例えば、先日のようなケースの場合でも同意を得なくても大丈夫というふうに理解してよろしいのですかね。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 冒頭市長の御答弁の中でもお答えさせていただいておりますけど、具体的な事例の一つといたしまして大規模災害や事故等の緊急時という規定がござ

いますので、その中においては当然被災者の情報等は提供をすることができると規定されておりますので、あまり拡大解釈は当然すべきではないと思っておりますけど、必要最低限ではそういった必要な規定に基づいて提供できると、このように理解しております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

それでは、行政協力員、集落支援員の概要ですけど、集落支援員の交付金が下りるということになっておりますが、この具体的な詳細について説明をいただければなと思うのですが。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） これは総務省の制度ということになります。集落支援員につきまして、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材に地方自治体が委嘱をすると。活動内容につきましては、先ほど冒頭市長が御答弁させていただいたとおりであります。この集落支援員を設置した場合には特別交付税による財政措置がありまして、これは専任の場合には350万円を限度に特別交付税の措置がされるという中身でございます。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） この制度は大変いい制度と思うのですけれども、本市で活用されるような取組にはならないのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） この集落支援員につきましては、現在全国の284の団体で4,441人が配置をされているというふうにお聞きしております。ただ、集落支援員となる人材の発掘、育成、確保などに課題があるというふうにもお聞きをしております。県内でも、名称は集落支援員という名称ではありませんけれども、同様のそういった支援員の方を委嘱しているという例もございますので、そうした他市町の事例を参考に検討してまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 3番竹橋和彦議員。

3番（竹橋和彦君） 要は、職員のサポート役にも使えるのではないかなと私は思っています。なかなかいろんな自治会さんも役員で困ってらっしゃるわけですから、この辺をうまく活用して、何とか地域再編に結びつけていただけたらと思うのですが、よろしくお願

いします。

それでは、最後になりますが、社会状況の変化、住民ニーズの変化、ますます地域づくりが大切になってきております。そうした背景の中で市長もまちづくり、地域づくり、総合計画に基づいてどのように将来像を展望されているのか、御所見をお伺いして、私の一般質問に代えたいと思います。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） まちづくりという大きな御質問ですけれども、これは自治会の御質問でございましたので、自治会または住民自治組織が今後どう機能していくべきか、その果たすべき役割ということと置き換えて御答弁申し上げますけれども、竹原市の場合は地域交流センターを中心としたエリアを住民自治組織の一つのエリアとして、この間、自治会の集合体としての各地域の自治または住民協働の取組を進める施策といたしますか、その事業を進めてきたところであります。

世の中の情勢が、議員お話しのように、例えば少子高齢化でありますとかコミュニティの意識の希薄化であるとか様々情勢が変わる中で、今現在の課題でありますとか問題点でありますとかというものがあるわけでありまして、その課題、問題点に対して、そうはいいまして大きく構成員が変わるわけでもありませんので、この時点時点に応じてその課題をどう解決していくのかまたその問題について新たな考え方でありますとか進め方をいろんな意味で皆さんと知恵を出し合いながら前に進めていくというのが行政の役目でもあり、住民の皆様と対等、協力の関係で進めていかなければならないものというふうに考えております。

いずれにしても、それぞれ個別地域ごとに課題や問題点というものは大きく違っているというふうに認識をしておりますので、それぞれの地域でありますとかまた全体の住民協働のエリアでありますとかその単位で、行政としては個別具体の解決方法でありますとか住民の皆様または自治会役員の皆様に寄り添って取組を進めることで、その地域のまたは市全体のまちづくりが進めていけるものというふうに認識しておりますので、今後もそのような視点を持って地域の皆様と一緒にあって連携をしてみたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 以上をもって3番竹橋和彦議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会審査などのため、ただいまから3月11日まで本会議を休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまから3月11日まで本会議を休会とすることに決しました。

議事の都合により、3月2日から3月5日は10時から予算特別委員会の付託案件の詳細審査を、3月9日、10日は10時から全体審査を委員会室にてそれぞれお願いし、3月12日9時から議会運営委員会の開催を経て、10時から本会議を再開いたします。

なお、2月16日に開催されました第1回予算特別委員会において正副委員長の互選が行われ、委員長に山元経穂議員、副委員長に下垣内和春議員を選出しておりますので、報告いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時04分 散会